

岐阜県の 高次脳機能障害支援対策事業

岐阜県精神保健福祉センター

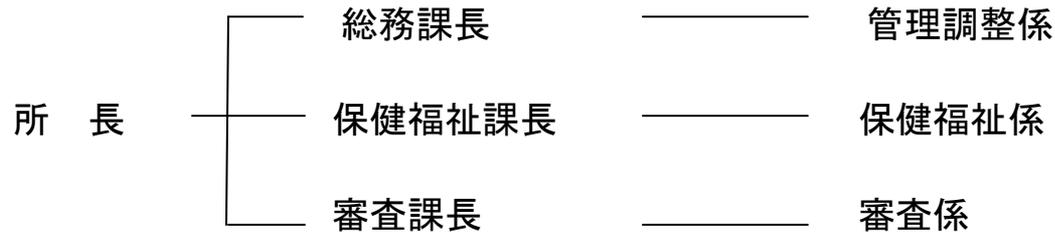
早野 京子



組織及び職員

平成30年4月1日現在

1. 組織



2. 職員

当精神保健福祉センターに、知的障害者更生相談が併設されており兼務となっている。知的障害者更生相談所を本務とする職員が2名、発達障害者支援センターを本務とする職員1名が兼務となっている。

区分		所長	総務課	保健福祉課	審査課	計
事務	一般事務等		2	4 (1)	1 (1)	7 (2)
	臨床心理技術者				1 (1)	1 (1)
技術	精神科医	1		1		2
	保健師			2		2
計		1	2	7 (1)	2 (2)	12 (3)

精神保健福祉センターの事業

ひきこもり地域支援センター

ひきこもりに悩む当事者やご家族を対象に、相談やグループミーティングを行い、皆さんの生き方を決定していく支援を行っています。

〈事業内容〉

- ・電話、面接相談（随時）
- ・本人や家族を対象にしたグループミーティング
- ・講演会

地域自殺対策推進センター

- ・市町村自殺対策計画策定支援

自死遺族の分かち合いの会（千の風の会）

大切な方を自殺で亡くされたご家族を対象に、同じ体験をされた方が集まり分かち合いの会を行っています。（奇数月第4日曜日開催）

依存症家族教室

アルコールや薬物、ギャンブル依存症のご家族を対象にした教室を開催し、家族としてできることを学んだり、語り合いを行っています（年6回）。

高次脳機能障害の相談

交通事故や脳卒中などによる、脳損傷により、記憶障害（すぐに忘れてしまう）、社会的行動障害（すぐに怒る、相手の気持ちを思いやれない、融通が利かない 等）の後遺症が残ります。社会や家庭での生活に適應できない場合などの相談に応じています。

精神保健福祉手帳や自立支援医療受給者証の交付

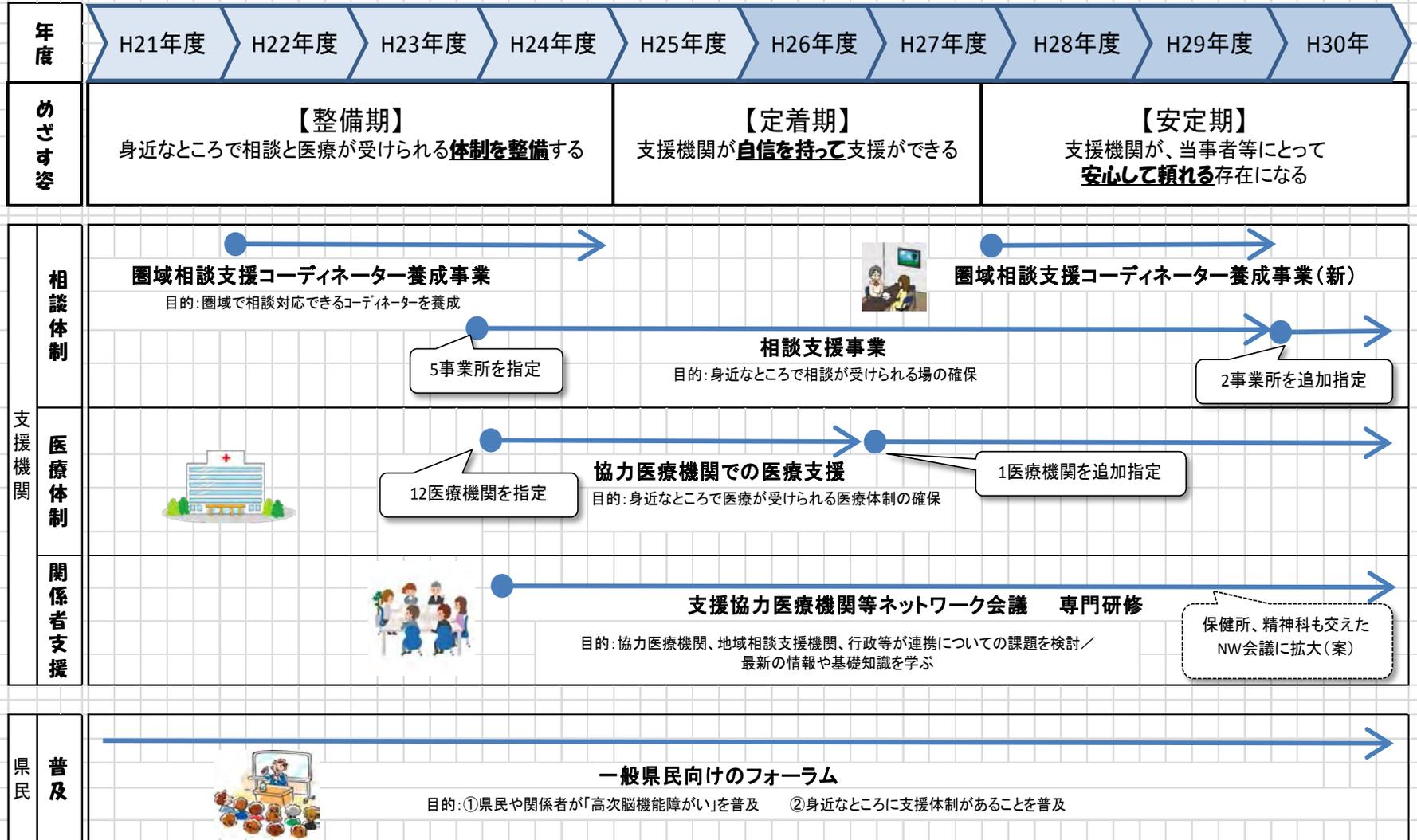
精神保健福祉手帳：精神障がい者の方の申請により交付される手帳で、各種サービスが受けられます。

自立支援医療受給者証：精神科医療機関に受診する際に、医療費の一部を公費で負担する制度です。

岐阜県高次脳機能障がい支援対策事業

課題

岐阜県の「地域連携型」の体制が動き始めたことで、県民の認知度も少しずつ高まってきた。支援者はケースを重ねながら、複雑な相談にも対応している。今後、増加が見込まれる相談に対して、当事者や家族が安心して生活できるよう、支援機関へのバックアップ体制を充実していく必要がある。



1 支援体制の整備経過

平成13年度～17年度

- ・木沢記念病院に高次脳機能支援事業を委託
- ・高次脳機能障がい者就労支援事業
- ・高次脳機能障がい者患関係者調査を実施
- ・高次脳機能がい者に対する機能回復訓練、社会復帰支援・介護支援及び各種の制度を活用したサービスの試行的提供の実施

平成18年度

- ・高次脳機能障害支援拠点病院（木沢記念病院）、支援拠点機関（精神保健福祉センター）を設置
- ・支援拠点病院に相談支援コーディネーター（木沢記念病院：1名）を設置

平成19年度

高次脳機能障害支援対策推進会議を設置（県保健医療課）

平成22年度

圏域相談支援コーディネーター養成事業開始

→県内4圏域1カ所ずつ・1名ずつの職員が、県内外の研修会への参加や関係機関の見学を行った。(養成事業は平成24年度まで継続。)

平成23年度

圏域ごとの協力医療機関の選定と依頼

→協力医療機関12カ所、地域支援協力機関4カ所を県が指定。

→これらの機関が集まる場(=支援ネットワーク会議)の設置準備。

岐阜県の高次脳機能障害支援システム（地域連携型）

～高次脳機能障がい当事者・ご家族への支援システム～

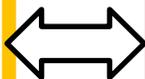
岐阜・西濃・中濃・東濃・飛騨



支援拠点機関

<精神保健福祉センター>

- ①相談支援事業
- ②ネットワーク会議
- ③普及啓発、人材育成



支援拠点病院

<木沢記念病院>

- ①相談支援事業
- ④協力医療機関への支援
- ⑤圏域コーディネーター養成



協力医療機関

<5圏域の12医療機関>

- ⑥医療とリハビリの提供
- ⑦退院時に圏域コーディネーターと生活支援調整



地域支援協力機関

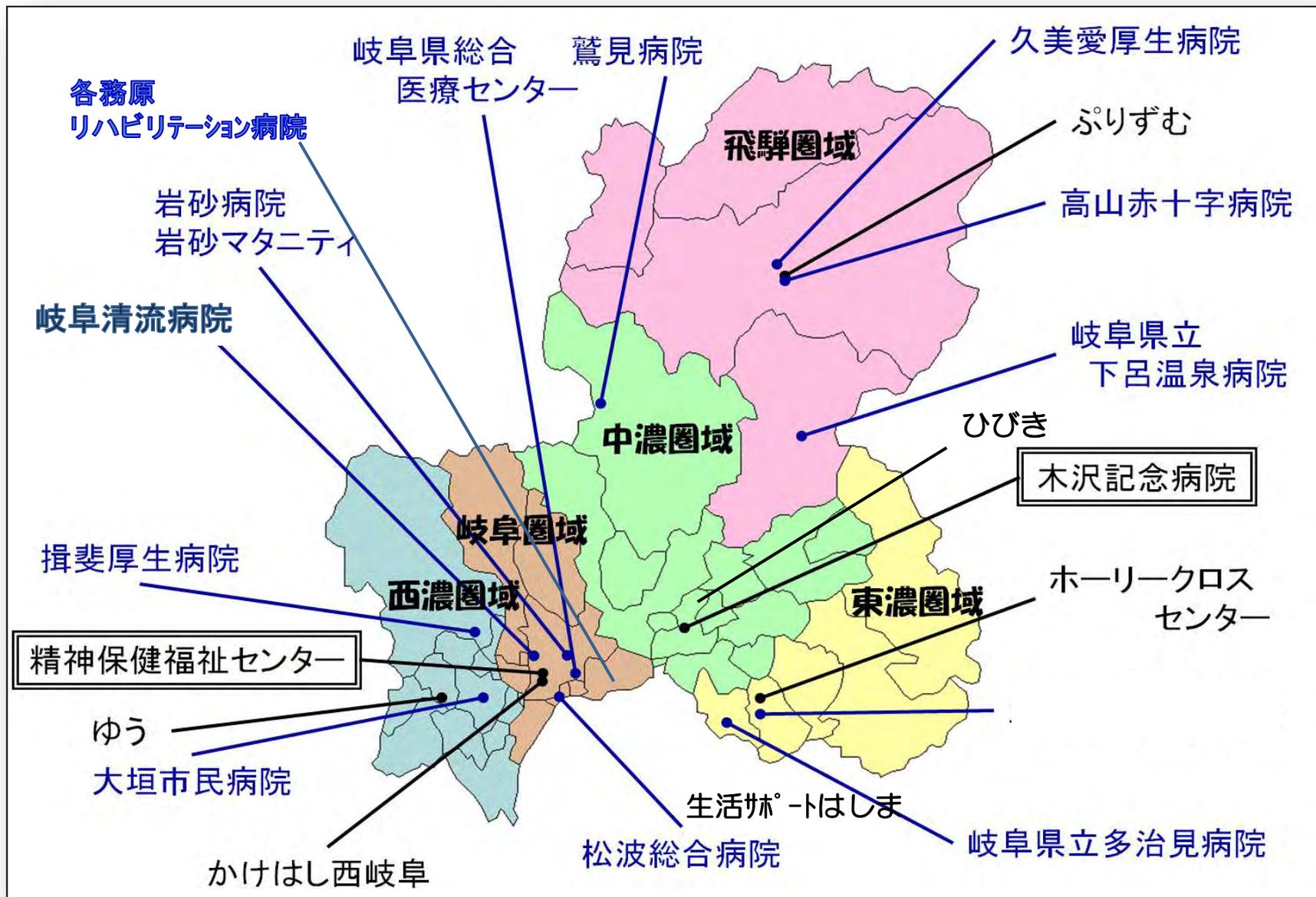
<5圏域の受託事業所等>

- ⑧本人、家族への相談支援
- ⑨退院時に医療機関等と生活支援調整

体制整備

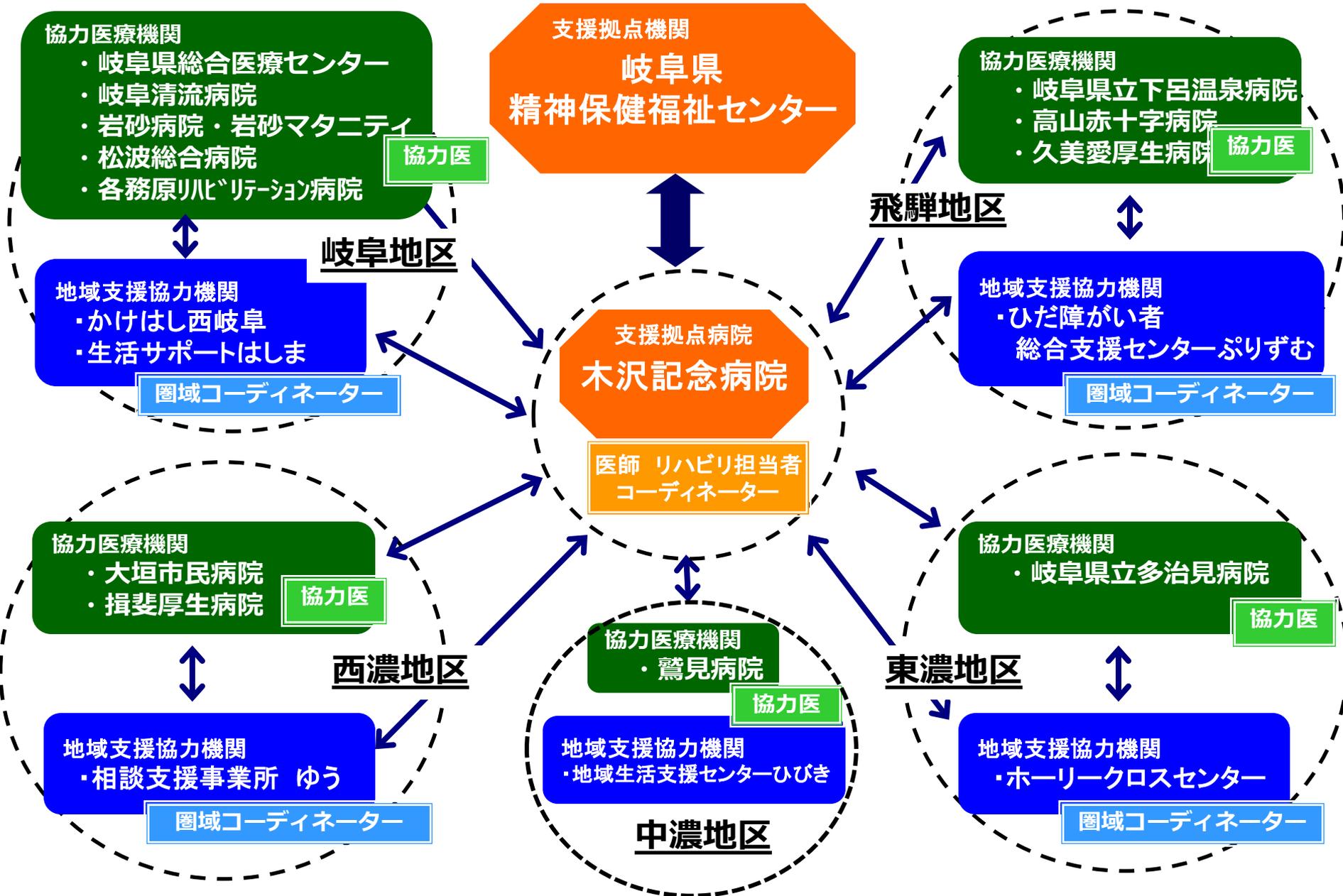
高次脳機能障害支援対策会議

（身体科医療、精神科医療、リハビリ、圏域コーディネーター、保健所、障害者福祉関係 等）



岐阜県の人口：約2,010,698人(H29/10/01現在)
 面積：10,621km²(H25年度末)

◀岐阜県の支援システム・・・地域連携型▶



高次脳機能障がいリーフレット



岐阜県高次脳機能障害支援事業協力医療機関 (圏域別)

必ず受診を希望される医療機関に事前にお問い合わせください。
この医療機関において事前の受診予約が必要です。

機関名	診療科目	郵便番号	所在地	電話番号
センター	脳神経外科	500-8228	岐阜市琴平一色4丁目3-10	058-246-1111
会	脳神経外科	501-1151	岐阜市川原町3丁目25	058-239-6111
会	脳神経外科	502-0812	岐阜市八代1丁目7-1	058-231-2631
リハビリ科	脳神経外科	501-8062	羽島市宮内町1185-1	058-389-0111
院	脳神経外科	郵便番号	所在地	電話番号
院	脳神経外科	503-0864	大垣市南河原4丁目36	0584-81-3541
院	脳神経外科	501-0819	稲野町稲野山1丁目3輪2547-4	0585-21-1111
院	脳神経外科	501-5121	岐阜市白鳥町白鳥2-1	0575-82-3151
院	脳神経外科	507-0048	多治見市南通町5丁目16	0572-62-5311
院	脳神経外科	508-5193	上表市土岐通町土岐口703-24	0572-55-2111
院	脳神経外科	509-6208	下呂市幸田1168	0578-25-2820
院	脳神経外科	508-0025	高山市大町8丁目11	0577-32-1111
院	脳神経外科	508-0651	高山市入新町5丁目88	0577-32-1116

岐阜県高次脳機能障害支援事業地域支援協力機関 (圏域別)

高次脳機能障がい者等の相談に応じる機関

岐阜圏域

協力施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX
かりはし西岐院	500-8381	岐阜市市科2丁目11-13	058-277-6113	058-213-8120

西濃圏域

協力施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX
相談支援事業所 ゆう	503-2128	不破郡垂井町東原2065-2	0564-72-4938	0584-72-4386

東濃圏域

協力施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX
ホーリークロスセンター	509-5141	土岐市東岩穂733-2	0572-55-0602	0572-55-0802

飛騨圏域

協力施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX
ひだっぴん情報支援センター びびすむ	506-0025	高山市天菜町4-64-3 第一ビル 1階	0577-32-6736	0577-32-6228

岐阜県の支援ネットワーク (地域連携方式)

「高次脳機能障がいの理解のために ~高次脳機能障がいとは??~」
 岐阜県精神保健福祉センター 〒500-8385 岐阜市下京長2-2-1
 TEL(058) 273-1111 FAX(058) 275-5097

リーフレットの内容

- **高次脳機能障がいの具体的な症状**
- **高次脳機能障がいの主な原因**
- **高次脳機能障がいの主な問題点**
- **高次脳機能障がいの診断や評価**
- **高次脳機能障がいの者が利用できる社会保障**
- **高次脳機能障がいについての相談**
- **岐阜県高次脳機能障害支援事業協力医療機関（圏域別）**
- **岐阜県高次脳機能障害支援事業地域支援協力機関（圏域別）**

2 ネットワーク会議開催の経緯と経過

- ①身近なところで安心して医療や相談が受けられることを目的とし、平成23年度に5圏域13医療機関に「協力医療機関」「担当医」を指定。
- ②医療と地域の橋渡しを目的とし、平成24年度に5圏域5事業所等に「地域支援協力機関」を指定。
- ③平成24年度に「岐阜県高次脳機能障がい支援協力医療機関等ネットワーク会議」を設置し、関係機関の連携強化や課題について、協力医療機関、地域支援協力機関、保健所等で意見交換等を行う。
- ④平成28年度からは、身体科と精神科との連携を図り、医療及び保健福祉サービスの提供の促進を図ることを目的に、精神科病院にてネットワーク会議を開催。

【ネットワーク会議の経過①】

平成24年度 支援ネットワーク会議の立ち上げ

- ・協力医療機関と圏域コーディネーターの連携を図る等の目的で年2回開催
→高次脳機能障害に特化した診断・リハ・対応等の研修及び事例検討等の情報交換を実施

平成25年度 支援ネットワーク会議2年目

- ・事例報告（協力医療機関やコーディネーターから）
- ・協力医療機関からの報告
- ・協力医療機関への調査報告を基に意見交換
 - 圏域コーディネーターと連携をとった事例について
 - 精神保健福祉手帳の診断書について
 - 現在困っていること等について

→圏域Co.と協力医中心となって事例報告し、前年より活発に意見交換。

平成26年度 支援ネットワーク会議3年目

- ・圏域で連携した事例等の報告
- ・架空事例を基にケースシュミレーションを実施（初診の受け入れ、診断後の認知リハビリの希望、書類作成の希望）

→圏域ごとの事例紹介と、各医療機関の患者受け入れ体制等の意見交換を開催。
その後、全体会を行う。

【ネットワーク会議の経過②】

平成27年度 支援ネットワーク会議4年目

- ・各圏域内での連携強化・関係づくりを目的に、圏域ごとに延べ4回開催。各医療機関から現況報告と、圏域Co.から事例紹介。

平成28年度 支援ネットワーク会議5年目

- ・社会的行動障がいなどの精神症状があり、身体科において、精神科での治療が必要と判断された場合に、**当事者及び家族が安心して精神科につなげられるよう**、連携強化を目的に、精神科病院の見学と意見交換を実施

★精神科との連携マニュアルを作成し、協力医療機関等に配布

平成29年度 支援ネットワーク会議6年目

- ・精神科病院及び協力医療機関からの事例提供、圏域コーディネーターからの話題提供を基に意見交換

精神科医療との連携強化について

課題: 急性期治療、リハビリ期を過ぎた後にも残る社会的行動の問題(多くは精神症状に分類される)に対応するために、精神医療・保健関係者との協力が不可欠

対策(案): NW会議を、圏域コーディネーターと精保センターで運営し、各圏域での顔の見える関係を構築し、連携強化をめざす。また精神障がい者支援の経験豊富な保健所にも参加を求め、ノウハウや情報を共有し連携を図る。

ネットワーク会議を通じた顔の見える関係づくり

高次脳機能障害医療と福祉のスペシャリスト

課題: 精神症状発症時の対応が困難(助言が必要)

得意:

<脳外科医療機関>
高次脳機能障害医療
リハビリ
心理・生活指導



良好な関係!

<協力支援機関>
退院後の生活支援
福祉サービスの提供
潜在患者の掘り起し

精神科医療と精神保健のスペシャリスト

課題: 高次脳機能障害の支援対応の経験が少ない

得意:

<精神科医療機関>
精神科医療、リハビリ
心理・生活指導
保健所/警察と連携



良好な関係!

<保健所>
地域関係者とのネットワーク
精神障がい者支援
精神科/警察と連携

補完・協力

圏域ネットワーク会議

将来は圏域の協力支援機関と精保セでの運営を目指す(案)

高次脳機能障害
脳神経外科・リハビリテーション
科のための
精神科との
連携マニュアル

高次脳機能障害の治療には、急性期は脳神経外科、回復期はリハビリテーション科で行いますが、精神症状によって生活上の障害が生じると、精神科が診療を行います。

しかし、ご本人やご家族にとって、まだまだ精神科の敷居は高く、受診をためらわれる方も多くいらっしゃいます。そんな方々が**安心して精神科の治療が受けられ、そして再び地域で安心・安全な生活を送れるよう**脳神経外科、リハビリテーション科スタッフのための支援マニュアルを作成しました。

※このマニュアルでは便宜上、「障害」と表記しています。

<目次>

- 1 高次脳機能障害の方にとっての精神科受診とは
- 2 精神科での診療の流れ
- 3 精神科での治療
- 4 精神科治療で必要な情報 ～診療情報提供書への記載事項～
- 5 ご本人・家族からの質問に答えます
- 6 利用できそうな福祉サービス（一例）
- 7 IADL（手段的日常生活活動尺度）
- 8 岐阜県内の精神科病院
- 9 地域支援協力機関の圏域コーディネーター
- 10 岐阜県内の保健所

○高次脳機能障害を脳外科等で治療中に、精神科治療が必要となった際、両科の連携をスムーズにするため、平成28年『身体科スタッフ用のマニュアル』を作成した。

(1) マニュアルの活用

協力医療機関や地域支援協力機関、県内の脳外科、リハビリ科を標榜する医療機関に配布し、主には、身体科から精神科への診療情報提供書に必要な情報を記載してもらえるよう、マニュアルで啓発

(2) 精神科のパンフレットの活用

協力医療機関が精神科を紹介する際、精神科病院制作のパンフを用いて説明することで、安心して精神科を受診できるよう、精神科病院のパンフレットを設置してもらった。

3 今後の課題

1) 精神科医療との連携強化

- 協力医療機関が精神科病院に相談しやすくし、また、精神科病院に患者を受け入れてもらいやすくする必要がある。
- 高次脳機能障害者が精神科に受診しやすくなるように、「協力機関から精神科への連携ツール(平成28年度作成)を活用する具体的な方法を検討する必要がある。

2) 地域での相談支援の充実

- 各地域支援協力機関において担当者が1名であり、負担が大きい。また、所属機関内での異動により担当者が交替することもあり、支援内容の質を担保していく必要がある。
- 各圏域内に支援者を増やし、質の高い支援を行うために、各圏域で地域支援協力機関以外の事業所でも高次脳機能障害者の支援がされるような地域レベルでの体制づくりが必要である。

3) 介護保険事業者への普及啓発

- 介護保険の対象となるケースは、介護保険優先の原則により、介護保険事業者に支援を委ねることが多い。また、障害者の入所施設はどこも満床であり、高齢者の入所施設が選択肢になり得ることがある。しかし、介護保険事業者は、高次脳機能障害者に対応した経験が少ないなどの理由で、受け入れが消極的であったり、受け入れ後に対応に困ることがあるため、介護保険事業者に対しての普及啓発が必要である。

4 今後の計画

①高次脳機能障がい者支援体制の整備

社会的行動障害等の生活の困り感は、在宅に移行した中で見えてくる場合が多く、急性期から回復期医療、在宅という一連の中で包括的な支援を行っていく必要がある。高次脳機能障がい者が地域で埋もれないよう、「地域連携型システム」に精神科病院を組み込んだ体制づくりの構築を具体的に進めていく。

②身体科と精神科、保健・福祉を交えた顔の見える会議の継続

→圏域合同NW会議やNW会議全体会において、医師、リハスタッフ、ワーカー等の職種を入れて、協力医療機関や圏域コーディネーターの役割を再確認し、連携の強化を図る。

③高次脳機能障がい者の地域における支援の充実

身体科、精神科、保健、福祉サービス事業所等に対し、支援体制の理解と、高次脳機能障害の理解を深めるための研修会等を開催